

専業主婦・主夫の皆さまへ (国民年金第3号被保険者)

ご存知ですか？

老後の強い味方

iDeCo イデコ

個人型確定拠出年金

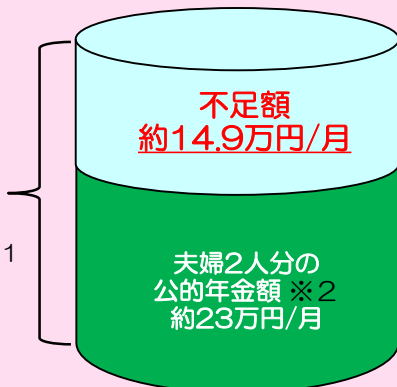
イデコちゃん



ハッピーエイジング401kプラン

老後にはどのくらいの資金が必要？

ゆとりのある  
老後の生活費  
月額約37.9万円※1



ゆとりある生活のためには、年金だけでは  
年間約179万円の不足！

公的年金の支給は原則65歳からです。

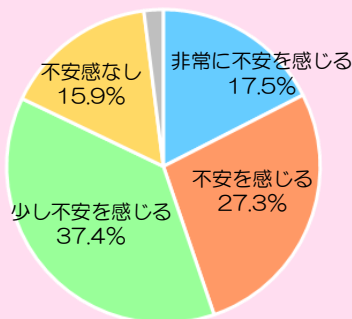
※1 生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」より  
※2 厚生労働省「令和4年度の年金額改定について」より  
「夫婦2人分の公的年金額」(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)は、平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

公的年金だけでは不足する老後資金は、配偶者の退職金、企業年金  
および自己資金などでご準備いただく必要があります。

老後生活に対する不安は？

8割以上の方が老後生活に不安をかかえています。

※3



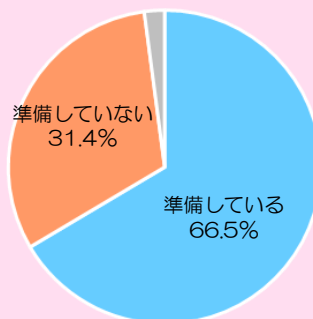
また、不安がある人のうち約8割の人が「公的年金だけでは不十分」だと思っています。 ※3

※3 生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」より

老後生活に備えての準備は？

6割以上の方が老後生活に備えて資金準備をしています。

※3



ぜひ、この機会に  
iDeCoでの老後資金準備を  
ご検討ください！

損保ジャパンDC証券株式会社は「個人型確定拠出年金 ハッピーエイジング401kプラン」の運営管理業務を行っています。  
受付金融機関では同商品の受付業務を行います。

本チラシはiDeCoの概要を説明したものです。  
詳しい内容につきましては、ハッピーエイジング401kプランパンフレットなどをご覧ください。

# メリット

# 掛金を積立てながら非課税で運用できます

iDeCoは自分で拠出した掛金を自ら商品を選んで運用し、原則60歳以降になった時に給付を受ける年金制度です。  
通常、個人で運用する場合、利子や分配金などの運用益に課税されますが、iDeCoで運用する場合には運用益も非課税となります。

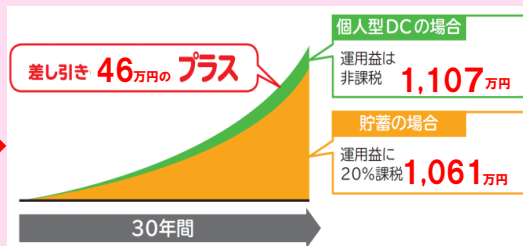
## 一掛金額別の残高目安※一

掛金月額	(前提)年平均利回り	運用期間		
		10年	20年	30年
1.0万円	1%	119万円	252万円	399万円
	2%	126万円	280万円	468万円
	3%	132万円	311万円	552万円
2.3万円	1%	284万円	598万円	945万円
	2%	298万円	663万円	1,107万円
	3%	314万円	737万円	1,306万円

### モデルケースの前提条件

- ①貯蓄：年平均利回り2%、利子課税毎年20%控除
- ②iDeCo：年平均利回り2%、加入手数料2,829円、月間手数料473円

### <モデルケース> 月額2.3万円、期間30年間



※加入手数料2,829円、月間手数料473円を考慮しています。

上記の残高はあくまでも一定の条件に基づく試算であり、受取額を保証するものではありません。また、特別法人税・法人住民税および給付時の課税に関しては考慮していません。

## <ご加入にあたってご理解いただきたい事項>

- ・加入する際に選択できる金融機関は1社のみであり複数の金融機関で加入できません。また、加入者ご自身が加入資格を満たしている必要があります。
- ・掛金は加入者ご自身の判断において運用します。また、運用結果次第では受給額が掛金総額を下回ることがあります。
- ・老齢給付金は原則60歳からの受給となりますが、60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合は、当該期間に応じて受給開始年齢が61歳から65歳まで順次遅くなります。通算加入者等期間を有しない60歳以上の方が加入者となった場合、加入者となった日から5年を経過した日より老齢給付金を請求することができます。
- ・原則として制度からの脱退(解約)や資産の中途引出はできません。
- ・加入後は、掛金または個人別管理資産残高から口座管理手数料などが差し引かれます。
- ・掛金から、口座管理手数料などが徴収されるため、掛金全額が運用商品の買付に充当されるものではありません。
- ・掛金の引落は第1号・3号被保険者は60歳、65歳未満の第2号被保険者・任意加入被保険者は65歳、公的年金の受給権を有しない65歳以上の第2号被保険者は75歳の誕生日で終了し、その後は運用指図者として受給終了まで運用のみ行います。また、事前に指定した月(年に1回以上)に掛金を納付する場合は、資格喪失月を含む拠出区分の掛金は拠出できません。
- ・掛金の払込を停止、もしくは資格喪失により運用指図者となっても、受給終了まで口座管理手数料などが個人別管理資産残高から差し引かれます。
- ・掛金の納付は毎月定額もしくは、事前に指定した月(年に1回以上)に行うかのいずれかを選択できます。また、掛金の前納・追納はできません。掛金の納付方法が個人払込の場合は口座振替に限られます。
- ・加入者ご本人の申出がなくとも、他に確定拠出年金の口座がある場合は、その口座の資産が本口座に移換されることがあります。またその場合、移換金に対する配分割合の指定を行わないと掛金の配分割合が移換金にも適用されます。
- ・掛金を払い込む手続きを行う場合、口座開設後にアンサーネット・アンサーセンターにて配分割合の指定を行う必要があります。所定の期間内に配分割合の指定を行わなかった場合はあらかじめ提示された運用商品が購入されます。

上記の税制メリットなどはあくまでも仮定に基づき試算したものであり、お客さま個々の条件によって結果は異なります。したがって、結果を保証するものではありません。詳しくは専門家にご確認ください。

## <運営管理機関>



## <受付金融機関>

